

令和2年度藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計
補正予算（第1号）

令和2年度藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する
ことができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 北部第二(三地区)土地 区画整理事業費	1 北部第二(三地区)土地 区画整理事業費	工事費	60,000